

保健センター及び複合施設の機能について

1 保健センターの概要

- (1) 開設年 昭和 62 (1987) 年開設 (築 36 年)
(2) 面 積 敷地面積 : 2,099.83 m²
建築面積 : 1,128.59 m² (建蔽率 53.75%)
延床面積 : 4,472.37 m² (容積率対象面積 4,198.06 m²、建蔽率 199.9%)
(3) 階 数 地上 4 階、地下 1 階

【フロア配置】

階 層	配 置
4 階	医師会臨床検査センター／会議室
3 階	乳幼児健診エリア
2 階	老成人健（検）診エリア／（公財）健康づくり事業団事務室
1 階	健康課執務スペース／健康づくり支援センター／健康増進室／講座室／妊婦面談室
地下 1 階	多目的ホール／地下駐車場／倉庫／施設管理業務員室

- (4) 最高高さ 20.565m
(5) 構 造 S R C 造 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
(6) 設置経緯

年 月	内 容
昭和 47(1972) 年 2 月	第一期長期計画(昭和 46~55 年度)に「市民の健康体制の確立」が課題として提起された。
昭和 53(1978) 年 4 月	当時の厚生省（現厚生労働省）が、国民の健康づくりを推進するため、地域住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査（健診）などの保健サービスを総合的に行う拠点として、市町村ごとに保健センターを設置する考え方を打ち出した。
昭和 56(1981) 年 2 月	第二期長期計画(昭和 56~67 年度)に「健康センター構想の具体化」が重点施策の 1 つとして位置付けられた。
昭和 57(1982) 年 2 月	市民参加による「健康づくり市民委員会」より建築規模を約 3,000 m ² とする答申が出された。
昭和 58(1983) 年 6 月	市内在住の医師などを中心に 7 人で構成される「武藏野市保健センター（仮称）建設専門家会議」を設置。
昭和 58(1983) 年 12 月	市職員 10 人で構成する「武藏野市保健センター（仮称）構想検討プロジェクトチーム」を設置。

年 月	内 容
昭和 60(1985) 年 2 月	第二期長期計画・第一次調整計画(昭和 60~65 年度)で重点事業の 1 つとして決定し、具体化に向けて積極的な取組みが始まった。
昭和 60(1985) 年 8 月	「武藏野市保健センター（仮称）基本設計策定委員会」を設置
昭和 60(1985) 年 11 月	「武藏野市保健センター（仮称）基本設計策定委員会」から、建物は地上 4 階・地下 1 階、延床面積約 4,200 m ² が必要である旨を答申した報告書が出される。
昭和 61(1986) 年 7 月	保健センター建築工事着工
昭和 62(1987) 年 8 月	保健センター建築工事竣工
昭和 62(1987) 年 10 月	施設開設

(7) 設置根拠

① 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）

第 18 条 市町村は、市町村保健センターを設置することができる。

2 市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

② 武藏野市立保健センター条例（昭和 62 年 7 月武藏野市条例第 19 号）

第 1 条 この条例は、市民の健康の保持及び増進を図るための総合的な保健サービス事業を行う施設として、武藏野市立保健センター（以下「保健センター」という。）を設置し、必要な事項について定めることを目的とする。

第 3 条 保健センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康相談及び健康教育に関すること。
- (2) 健康診査に関すること。
- (3) がん健診に関すること。
- (4) 母子保健に関すること。
- (5) 結核予防に関すること。
- (6) 予防接種に関すること。
- (7) 歯科保健に関すること。
- (8) 健康増進に関すること。
- (9) 感染症予防に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること。

(8) 診療所としての位置づけ

保健センターには、以下3つの診療所としての開設が許可されている。

診療所	開設理由
武蔵野市立保健センター	乳幼児健診及び歯科健診を行うため
(公財)武蔵野健康づくり事業団付属診療所	老成人健（検）診を行うため
(一社)武蔵野市医師会付属診療所	臨床検査を行うため

2 保健センターで実施する健康課の主な事業

(1) 健康増進に関すること

誰もがいきいきと健康で暮らし続けられるよう、健（検）診や予防接種等を通じて市民の健康維持及び増進を図る。

根拠法令	主な事業内容 (保健センターで実施する事業)	備考 ※実績は令和4年度のもの
健康増進法	健康教育	・年6回、参加者延べ151人
	健康相談	・健康なんでも相談：1,293人 ・保健健康相談：32人 ・歯科健康相談：21人
	各種健診【拡充】	(公財)武蔵野健康づくり事業団へ委託
	がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診【拡充】	(公財)武蔵野健康づくり事業団へ委託
	特定保健指導【拡充】	(公財)武蔵野健康づくり事業団へ委託 【その他関係法令】 高齢者の医療の確保に関する法律
介護保険法	介護予防事業	・歯つらつ健康教室：延べ146人 ※歯科医師会へ委託 ・おいしく元気アップ！教室：延べ128人 ※民間事業者へ委託
食育基本法	食育事業	行政栄養士による食育推進計画の推進、全庁食育事業担当課の取りまとめ業務のほか、こうのとり学級や乳幼児健康診査、健康相談、介護予防事業等において、栄養講座や栄養相談を実施（延べ3,122人が参加）
	食育普及啓発事業	・むさしの食育フェスタ：来場者593人
予防接種法	予防接種に関する事務	・高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス等の成人の定期接種業務 ・BCG、麻しん風しん、子宮頸がん予防等の子どもの定期接種業務

根拠法令	主な事業内容 (保健センターで実施する事業)	備 考 ※実績は令和4年度のもの
	その他予防接種法によらない行政措置としての任意接種に対する助成	麻しん風しん行政措置、おたふくかぜ、男性HPV、帯状疱疹
予感防染法症	若年層胸部検診	(公財)武蔵野健康づくり事業団へ委託
	結核検診	(公財)武蔵野健康づくり事業団へ委託

(2) 母子保健に關すること

全ての妊娠婦が安心して妊娠期を過ごし、安全安心な子育て期に移行できるよう、また、乳幼児とその家族が地域につながりながら、健やかに生活できるよう支援する。

根拠法令	主な事業内容 (保健センターで実施する事業)	備 考 ※実績は令和4年度のもの
母子保健法	乳幼児健康診査【拡充】 ※平成9年保健所からの移管事業	<ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月健診：1,093人（月2～3回） ・1歳6か月歯科健康診査：1,007人（月2回）※歯科医師会へ委託 ・1歳6か月保育相談：1,008人（月2回） ・3歳児健診：1,095人（月2～3回） ・発達相談：延べ364人（月1～2回） ・発達健診：延べ190人（月1～2回）
	乳幼児歯科相談【拡充】 ※平成9年保健所からの移管事業	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯予防教室：延べ106人（月1～2回） ・歯科健診：延べ620人（月2回） ・予防処置：延べ130人（月2～3回） ・保健指導：延べ483人（月2回） ・卒業教室：延べ24人（隔月1回） ・5歳児歯科教室：延べ7人（年2回）
	妊婦及び産後の各種健康診査等【拡充】 ※平成9年保健所からの移管事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査受診費助成：193人 ・産後健康相談：1,064人（月2～3回）
	こうのとり学級(両親学級)【拡充】 ※平成9年保健所からの移管事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平日クラス：延べ200人 ・土曜日クラス：延べ913人
	健診後経過観察グループ【拡充】 ※平成9年保健所からの移管事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児フォロークラス：延べ434人（月2回） ・3歳児フォロークラス：延べ82人（月2回）
	妊婦相談及び子育て相談 ※平成9年保健所からの移管事業	電話、面接、訪問により実施

根拠法令	主な事業内容 (保健センターで実施する事業)	備 考 ※実績は令和4年度のもの
母子保健法	要支援家庭に対する保健師個別援助活動 ※平成9年保健所からの移管事業	【その他関係法令】 児童虐待の防止等に関する法律
	親支援グループミーティング事業	タンデママン：延べ146人（月2回）
	母子健康手帳の交付	交付数：1,178部 (うち、保健センターは543部)
	未熟児養育医療給付事業	助成者数：36人
	妊産婦等から母子保健や育児に関する相談・継続的支援	・産後支援訪問：延べ利用日数172日 ・育児相談：来所者数597人 (うち、保健センターは223人)
	ゆりかごむさしの面接	面接者数：1,195人
	ゆりかごむさしのフェスティバル	参加者数：545人

(3) 感染症対策のこと

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、多摩府中保健所等との連絡を密にして防疫活動を実施するとともに、武蔵野赤十字病院内に感染症患者の収容施設を設置している。

根拠法令	主な事業内容	備 考 (新型コロナウイルス感染症対策の実績)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	臨時予防接種の受付・実施【拡充】 ※令和4年度実績	・集団接種会場の設置：延べ427日実施 ・ワクチン接種コールセンターの設置：稼働日数264日
	感染症に対する検査の調整	・PCR検査体制の整備 ・東京都モニタリング検査（PCR検査）への協力
	感染症に対する医療体制の調整	・武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の実施 ・感染症指定病院及び救急医療機関の医療提供体制の充実 ・医療機関へのマスクや防護服等の配布及び貸与 ・妊婦へのマスク配布 ・自宅療養者への医療支援体制の整備 ・抗原定性検査キットの配布 ・武蔵野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部の設置

(4) 災害時医療に関すること

災害発生時には、災対健康福祉部医療班や歯科医師会、薬剤師会の活動拠点となり、災害時医療救護本部（武蔵野赤十字病院内に設置）や災害拠点病院等（武蔵野赤十字病院、武蔵野陽和会、吉祥寺南病院）を支援する「災害時医療支援拠点」として活動する。

また、被災地内における医薬品、医療器具、衛生材料等の供給拠点として、医薬品等に関する情報の収集及び発信を行うとともに、卸売販売業者等からの医薬品等の受け入れ、仕分け及び管理を行い、各医療救護所や医療機関からの要請に基づき、医療品等を迅速に供給する「災害薬事センター」を保健センター内に設置する。

根拠法令	主な事業内容	備 考
災害対策基本法	災害時医療支援拠点【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・災対健康福祉部医療班や歯科医師会、薬剤師会の活動拠点 ・災害時医療救護本部や災害時拠点病院等を支援
	災害時医療資器材倉庫【拡充】	緊急医療救護所用資器材や災害薬事センター用器材等を保管する倉庫
	災害薬事センター【拡充】	武蔵野市地域防災計画において、設置場所として保健センターが指定されている。

3 (公財) 武蔵野健康づくり事業団の主な事業

(1) 健（検）診に関すること

武蔵野市からの委託を受け、各種健（検）診や特定保健指導を行うほか、地域医療機関（医師会）との連携による依頼検査を実施している。

主な事業内容	備 考 ※実績は令和4年度のもの
がん検診【拡充】 ※武蔵野市からの受託事業 ※個別は武蔵野市が医師会に委託した事業を再受託	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がんX線検診：751人 ・乳がん検診：集団134人、個別1,286人 ・肺がん検診：集団631人、個別277人 ・大腸がん検診：集団492人
各種健（検）診【拡充】 ※武蔵野市からの受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検診：21人 ・骨粗しょう症検診：663人（年2回6日間） ・若年層胸部検診：1人
保健指導【拡充】 ※武蔵野市からの受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導：139人 ・生活習慣病重症化予防事業：35人 ※5回中3回を保健センター内で実施 ・糖尿病性腎症重症化予防事業：11人

主な事業内容	備 考 ※実績は令和4年度のもの
地域医療機関との連携による依頼検査【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関からの依頼検査：44 医療機関、801 件 ・特定健診付加診査：45 医療機関、611 件 ・若年層健診：1 医療機関、13 件
総合健康検査（人間ドック）【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・総合健康診査：1,125 人 ・オプション検査：1,630 件
市内事業所等の職域健診【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所：58 事業所、1,627 人 ※うち障害者団体からの健診 468 人 ・診断書発行のための個人健診：100 人 ・破傷風予防接種：45 人 ・B型肝炎予防接種：3 人

(2) 健康増進に関すること

武蔵野市からの委託を受け、(公財)武蔵野健康づくり事業団が健康づくりに关心の薄い市民へのアプローチを推進するとともに、健康増進のための様々な各種講座や教室を保健センター内外で実施している。また、「健康づくり推進員」「健康づくり人材バンク」「健康づくりパートナー」の三本柱による市民の意識啓発を推進している。

■保健センター内を会場として実施している事業

主な事業内容	備 考 ※実績は令和4年度のもの
市民への健康づくりへの情報発信【拡充】	健康づくり推進員による窓口での情報発信
幼少期～少年期の子どもの保護者を対象とした事業	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジキッズ教室：0 人 <p>※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施</p>
成人期～中年期を対象とした事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェルネス・エクササイズ（健康体操教室／月・火・金曜日開催）：99 回、1,019 人
高齢期（65 歳以上）を対象とした事業	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアフィット（健康体操教室／水曜日開催）：77 人（全 6 回を 3 期実施） ・まるごと元気力向上教室：96 人（全 6 回を 3 期実施）
その他の健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・知って得する！カラダのセミナー：全 12 回開催のうち、保健センター内 6 回開催、58 人 ・腰痛予防教室：6 回、64 人

(参考) 市民の健康づくりを応援する三本柱

主な事業内容	備 考 ※実績は令和4年度のもの
健康づくり推進員	市民公募による 21 名の推進員が 7 名ずつで市内の東、西、中央地区を担当し、情報発信、地域ニーズ集約、講座の企画運営等を行っている。保健センターで全体会、地区会及び研修会を開催。
健康づくり人材バンク	令和 4 年度登録者数 : 57 人、各講座に登壇
健康づくりパートナー	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりはつらつメンバー : 3,888 人 ・健康づくり応援パートナー : 119 事業者 ※令和 5 年 3 月末時点

4 医師会臨床検査センター

(1) 臨床検査センターの概要

武蔵野市医師会付属診療所（医療機関）内に設置された、ブランチラボ（病院施設内の受託検体検査室）として位置付けられる。市医師会から(株)L S I メディエンスに運営を委託し、市内医療機関からの検体検査や特定健診で必要な検体検査等を行っている。

昭和 38 (1963) 年 9 月の市議会第 3 回定例会に市医師会より「医学臨床検査センター設置に関する請願」が提出され、賛成多数で採択された。これにより、昭和 42 (1967) 年に新設された福祉会館（※）の 3 階に市が施設を提供し、医師会が運営する医療検査センターが開所された。その後、昭和 62 (1987) 年に開設された保健センターに移転し、現在に至る。

※福祉会館…緑町 2 丁目に建設された 3 階建ての施設。平成 3 (1991) 年に閉鎖後、平成 5 (1993) 年に建て替え、現在の高齢者総合センターを建設。

(2) 臨床検査センターの事業

事業内容	備 考
臨床検査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関（一般診療）からの検体検査 : 約 25,000 件／年 ・特定健診実施医療機関からの検体検査 : 約 20,000 件／年 ・健康づくり事業団（人間ドック）からの検体検査 : 約 10,000 件／年 ・健康課（乳幼児健診）からの検体検査 : 約 1,000 件／年 ・学童検診（腎臓検診）からの検体検査 : 約 8,500 件／年 ※その他、急患・健診対応としての緊急検査あり。 ※日曜日を除く週 6 日、 <u>検査センターから市内医療機関へ毎日 3 往復、</u> <u>検体の集荷を行っている。</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市で行う各種健（検）診の受診票やワクチン接種予診票等（個人情報含む）の各医療機関への集配 ・特定健診結果の入力作業

【参考：臨床検査とは】

臨床検査とは、診療目的で行われる病気やけがなどの状態を確認するための検査

レントゲンやC T、エコーなどで患者の身体を直接調べる「生理機能検査」、尿や血液、組織等の検体から患者の身体への異常を探る「検体検査」がある。

5 複合施設の機能

(1) 子どもと子育て家庭への包括的な支援に関するもの

機能	主な事業内容
子ども子育て総合相談窓口 【新設】	<ul style="list-style-type: none">・保健センター、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター及び教育支援センターの4つの機能の窓口を1つにまとめる。・必要な相談、支援等にもれなくつなぐための連携の場となるだけでなく、市民にとっても手続きや相談の窓口が分かりやすくなる。
母子保健に関すること ※保健センター（健康課母子保健係）の機能	<ul style="list-style-type: none">・妊婦電話相談、子育て相談（電話・面接・訪問）・母子健康手帳の交付・ゆりかごむさしの面接・乳幼児健康診査・こうのとり学級（両親学級）・離乳食教室・乳幼児歯科相談 等
子どもと子育て家庭への支援に関するもの ※子ども家庭支援センターの機能	<ul style="list-style-type: none">・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした相談支援、調査・児童虐待防止に係る相談支援・地域子育て支援事業・地域子育て支援の支援者及び子育て支援団体の育成・サポート 等
療育相談 ※児童発達支援センターの機能の一部	療育相談（一部）
教育相談支援 ※教育支援センターの機能	<ul style="list-style-type: none">・来所相談（心理面接、発達検査等）・電話相談・学校派遣相談 等 <p>※教育相談員（公認心理師・臨床心理士）が幼児から高校生年齢相当の子どもの課題やニーズに応じて相談支援を行う。</p>

機能	主な事業内容
スクールソーシャルワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・学校訪問 ・同行支援 <p>※スクールソーシャルワーカーが小中学校の児童生徒及びその保護者を対象に学校・関係機関と連携して相談支援を行う。</p>
不登校児童生徒支援 (チャレンジルーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・来室児童生徒の支援 ・在籍校と連携した進路指導 ・フォローアップ支援 <p>※不登校児童生徒に居場所を提供し、学習支援や集団活動、相談等を行うことで生活のリズムを取り戻し、社会的自立を目指す。</p>

(2) その他

事業内容	備考
子育てひろば【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業 ・妊娠期から未就学児とその保護者が対象 ・自由に来所でき、親同士・子どもも同士が出会い、つながりを持つことができる場 ・ひろばスタッフに気軽に相談でき、必要な支援につなぐこともできる。 ・子育てに関する情報提供及び講座の開催
子どもの居場所【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自由に来所でき、自分の意思で自由に過ごせる。 ・子どもがひとりでも相談に訪れやすいような雰囲気づくりがなされているほか、支援者がいて、子どもと気軽に話しながら、必要な支援にもつなぐこともできる。
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく子育て援助活動支援事業 ・子育てひろばや健診等のために来所した際に、会員登録ができる。 <p><参考：令和4年度実績></p> <p>ファミリー会員：1,288人 サポート会員：158人 延べ援助活動件数：2,511件</p>
団体（サークル）支援スペース【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体等を対象 ・各団体の打合せや団体同士の情報交換の場

事業内容	備 考
一時預かり 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく一時預かり事業 ・各課で実施する委託事業またはひろば事業の一時預かりのほか、施設内での各種相談や健（検）診などの際の預かりに活用
子どもの権利擁護機関 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条例に基づく市長の附属機関 ・子どもや関係者からの相談に応じて必要な支援や当事者間の調整を行うほか、子どもの権利の普及啓発等を実施

担当課 健康福祉部健康課

子ども家庭部子ども子育て支援課

財務部施設課